

一般社団法人広島県助産師会
役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広島県助産師会（以下「この法人」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける利益及び退職手当である。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(4) 前項における旅費のうち宿泊費は上限5000円までとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬の決定基準)

第4条 役員報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、「別表第1」に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 役員に対する退職金は、「別表第2」に定める算式により算出される額とする。

3 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を支給するものとし、当該年度の最終理事会日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 役員報酬

年額の場合

会長	5万円
副会長以下の理事	2万円
監事	2万円

ただし途中退任の場合は任期月数に応じて支給する。

別表第2 役員に対する退職金

会長	2万円×任期年数
副会長以下の理事	2万円 任期年数に関わらず一律
監事	2万円 任期年数に関わらず一律